

1. はじめに

- ◆原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の証明書については、令和3年度から、毎年度、更新することとなりました。そのため、**現在お持ちの証明書は、令和6年4月1日以降、使用できなくなります。**
- ◆ついては、**本無料措置の証明書をお持ちの方々のうち、令和6年度も利用資格がある方々については、証明書の更新手続きが必要**となりますので、次のページの「2. 令和6年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ」に沿ってご対応をお願いします。

※留意点

- ・本手続きは、国会での予算成立を前提とした事前準備となります。
- ・母子避難者等高速道路無料措置の期間延長を盛り込んだ予算案が今期の通常国会に提出されました。
- ・本予算案が国会で承認された場合は、無料措置が延長（令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）（見込み）まで）される見通しです。
- ・承認を得られない場合、本制度は延長されません。

※避難終了を終了いた等、令和6年度証明書の継続使用を希望されない場合は、その旨をご記入いただいた確認書をご返送ください。

2. 証明書の更新に必要な手続きと流れ

ステップ1：新地町にて利用者の皆様の令和6年度の利用資格の確認

▶ 新地町において、利用者の皆様の**令和6年度の利用資格**※1を確認します。

※1 利用資格

- ・二重生活をしていること（原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域に居住し、離ればなれに生活していること）
（対象地域：福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）
- ・避難する子どもの年齢が18歳以下であること

▶ 利用者の皆様におかれましては、令和6年2月1日時点の**申請者（父親等）の住所及び避難者（母子等）の避難先の住所がそれぞれ確認できる書面**※①と②の提出をお願いします。その際は、**別添「確認書」**に当該書面を添えて、別添返信用封筒にて、新地町担当宛ご郵送ください。

①申請者（父親等）の住所確認書類

新地町に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している方は提出不要です。

一致していない方は以下の書面のいずれか1つをご提出ください。

- ア) 賃貸契約書等の写し
- イ) 同居証明書
（親類宅等にお住いの場合）
- ウ) 公共料金請求書の写し
（電気、水道、ガス、携帯電話等）

②避難者（母子等）の避難先の住所確認書類

AまたはBをご提出ください

- A 避難先における住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（入居者全員の氏名が記載されているもの）
 - B 避難先へ住民票を移していない場合は、ア～エのいずれかの書面と居住者全員のオまたはカの書面
- ア) 応急仮設住宅使用許可証
・貸与許可証等の写し
 - イ) 賃貸契約書等の写し
 - ウ) 同居証明書
（親類宅等に避難している場合）
 - エ) 居住地住所が記載されている公共料金請求書の写し
（電気、水道、ガス、携帯電話等）
- のいずれかと
居住者全員の
オ) 就労申告書 または
カ) 就園・就学申告書

ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の破棄）

▶ 上記利用資格を満たす方々

新地町より、順次、令和6年度用の新しい証明書を発行の上、郵送します。
お手元の令和5年度用証明書については、破棄をお願いします。

▶ 上記利用資格を満たさない方々

新地町より、順次、令和6年度以降は**本無料措置**をご利用いただけない旨の通知を郵送します。
お手元の令和5年度用証明書については、破棄をお願いします。

令和6年
3月31日まで

ステップ3：新証明書への切替完了

※現在お持ちの用証明書については、令和6年4月1日以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

新地町総務課総務係 佐藤
（電話番号）0244-62-2111
（メールアドレス）soumu@town.shinchi.lg.jp